

「議員の定数と報酬のあり方」検討に係る項目別基本事項

NO	項 目	現 状	背景・経過・根拠・論点	参 考
1	常任委員数 (委員会構成人数)	8人	<ul style="list-style-type: none"> ・議会が十分な議論を安定的に確保できる人数（議論成立の適正人数） ・1委員会：7～8名（賛成3人＋反対3人＋委員長＋議長＝8人） ・複数所属はしない（単一委員会への専念、制度としては複数所属は可） 	資料3-4 (P1)
2	委員会数 (常任委員会数)	2委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会数（3→2）（H27～） ・根拠は常任委員会の構成人数（「1 委員会構成人数」参照） 	資料3-4 (P1)
3	議員定数	16人	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に定数の定めなし。自治体の自己決定（H23～） ・根拠は常任委員会の構成人数（「1 委員会構成人数」参照） 	資料3-4 (P2)
4	政務活動費	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定要（用途：研修参加費、調査研究費、広報広聴費、資料費等） 	資料3-4(P3)
5	費用弁償	条 例	<ul style="list-style-type: none"> ・他の公職と整合（教育委員、農業委員、監査委員等各種行政委員会委員） ・制度の内訳は応召旅費（会議出席に要する費用の弁償）と出張旅費 	資料4-4 (P4)
6	報酬／期末手当	原価方式 (積上方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員活動日数（公務・公務外）及び首長活動日数・給料を算出する。 ・首長活動日数：首長給料＝議員活動日数（7.75h/日）：議員報酬 ・期末手当＝報酬年額－報酬月額とし、条例で規定する。 ・議員活動日数は、個々の実績（公務・公務外含）を平均化する方式。 ・報酬区分は議長・副議長・委員長・議員の4区分 	資料3-4 (P5-12)